

亀山市告示第212号

亀山市延長保育促進事業実施要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年12月28日

亀山市長 櫻井義之

亀山市延長保育促進事業実施要綱等の一部を改正する告示

(亀山市延長保育促進事業実施要綱の一部改正)

第1条 亀山市延長保育促進事業実施要綱(平成17年亀山市告示第11号)の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

延長保育利用申込書

年 月 日

亀山市福祉事務所長 様

住 所 _____

保護者

氏 名 _____ (印)

個人番号 _____

電話番号 _____

延長保育を利用したいので、次のとおり申し込みます。

	氏 名	生 年 月 日	年 齢	性 別
利用児童		年 月 日	歳	男・女
個人番号				
保育所名		延長保育開始希望日	年 月 日	日から

延長保育を必要とする具体的な理由

- 1 就労又は通勤に時間を要するため(就労時間等証明書を添付してください。)
- 2 その他の理由

* 以下は記入しないでください。

処 理 事 項	決定の要否	延長保育開始年月日	延長保育料	備 考
	要・否	年 月 日	円	

様式第 5 号を次のように改める。

様式第5号(第7条関係)

延長保育利用中止届出書

年 月 日

亀山市福祉事務所長 様

住所 _____

保護者

氏名 _____ (印)

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

下記の理由により延長保育の利用を中止したいので届け出ます。

保 育 所 名			
児 童 氏 名			
個 人 番 号			
生 年 月 日	年 月 日	年 齡	歳
中 止 年 月 日	年 月 日		
理 由 (具体的に)			
備 考			

(亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部
改正)

第 2 条 亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱 (平成 2 0 年 亀山市告示第 4 1 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

様式第1号(第7条関係)

母子家庭等自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住所

氏名

印

個人番号

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

教育訓練施設の名称	
教育訓練講座の名称	
教育訓練講座の期間	年 月 日(受講開始日)から 年 月 日まで
受講に必要な費用(予定額)	入学料 円 + 受講料 円 = 円
児童扶養手当証書番号	
過去における亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金の給付の有無	有 ・ 無

(添付書類)

- 1 申請者及びその者が扶養している児童の戸籍謄本又は抄本(戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書)
- 2 児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書の写し
- 3 児童扶養手当を受給していない場合は、前年(1月から7月までの間に申請する場合は、前々年)の所得の額についての市町村長等の証明書(所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含み。)及び養育費に関する申告書
- 4 その他市長が必要と認める書類

同意書

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業における対象講座の指定に当たり、市職員が住民基本台帳を閲覧することに同意します。

氏名

印

様式第2号(第7条関係)

養育費に関する申告書

年 月 日

亀山市長 様

申告者 住所

氏名

印

個人番号

前年(1月から12月までの1年間)に受け取った養育費について、次の記入要領に従って記入してください。			
区 分	受取人	養育費の額	受取状況
	母・父・児童	円	
	母・父・児童	円	
	母・父・児童	円	
	母・父・児童	円	
合 計	母・父	円	
	児童	円	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名 印			

養育費に関する申告書の記入要領

- この申告書は、前年に前配偶者から養育費を受け取っているのかどうか、及び受け取っている額を確認するためのものです。
- 前配偶者から前年(1月から12月までの1年間をいいます。ただし、1月から7月までの間に申告する人の場合は、前々年をいいます。)に、母、父又は児童が受け取った金品その他経済的利益(以下「養育費」といいます。)がある場合には、その額を記入してください(養育費に含まれるもの等については、下記5をご覧ください。)
- 前配偶者が複数あり、それぞれから養育費を受け取った場合には分けて記入してください。また、区分の欄には区別できるよう前配偶者の名前を記入してください。前配偶者が1人の場合には、この区分の欄は空欄で結構です。
- 受取状況の欄には、次の例に従って記入してください。
例1 毎月5万円で12箇月間受け取っている場合には、「月々5万円、12箇月分」と記入してください。
例2 4月、8月、12月の3回に、それぞれ1万円、3万円、5万円を受け取っている場合には、「年3回 1万円、3万円、5万円」と記入してください。
例3 年に1回、受け取っている場合には、「年1回」と記入してください。

- 5 養育費とは、次の要件のすべてに当てはまるものをいいます。
- (1) 児童扶養手当を受給している母親又は父親が監護している児童の父親又は母親が支払ったものであること。
 - (2) 受け取った者が母親、父親又は児童(母親、父親又は児童の代理人も含まれます。以下同じ。)であること。
 - (3) 父親又は母親から母親、父親又は児童に支払われたものが金銭又は小切手、手形、株券、商品券等の有価証券であること。
 - (4) 父親又は母親から母親、父親又は児童への支払方法が、手渡し(代理人を介した手渡しを含みます。)、郵送、母親名義、父親名義又は児童名義の銀行口座への振込みであること。
 - (5) 仕送り、生活費、自宅などのローンの肩代わり、家賃、光熱費等児童の養育に係のある経費として支払われていること。
- 6 次のようなものは、養育費には含まれません。
- (1) 児童扶養手当を受給している母親又は父親が監護している児童の父親又は母親以外から支払われたもの
 - (2) 母親、父親又は児童以外の者が受け取っているもの
 - (3) 不動産(土地、建物等)、動産(車、家財道具等)により支払われたもの
 - (4) 母親、父親又は児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込の方法により支払われたもの
 - (5) 慰謝料、財産分与として支払われるもの

注

- 1 申告者が未婚の母である場合であって、父親が児童を認知しており、かつ、上記5に当てはまるときは、養育費に該当します。
- 2 自分の子だけではなく、他の子も養育している場合であって、自分の子の養育に必要な費用を受け取り、それが上記5に当てはまるときは、養育費に該当します。

様式第 5 号を次のように改める。

様式第5号(第9条関係)

母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住所

氏名

印

個人番号

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

対象講座指定番号	
教育訓練施設の名称	
教育訓練講座の期間	年 月 日(受講開始日)から 年 月 日まで
教育訓練講座の名称	
受講に要した費用	入学料 円 + 受講料 円 = 合計 円
児童扶養手当証書番号	
雇用保険法の教育訓練給付金の受給資格の有無	有 ・ 無

(添付書類)

- 1 申請者及びその者が扶養している児童の戸籍謄本又は抄本(戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書)
- 2 児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書の写し
- 3 児童扶養手当を受給していない場合は、前年(1月から7月までの間に申請する場合は、前々年)の所得の額についての市町村長等の証明書(所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含み。)及び養育費に関する申告書
- 4 母子家庭等自立支援教育訓練給付金対象講座指定通知書の写し
- 5 教育訓練の修了を証明する書類の写し
- 6 教育訓練施設の長が発行した、受講するために負担した費用について発行した領収書の写し
- 7 雇用保険法の教育訓練給付金の受給資格がないことを証明する書類
- 8 その他市長が必要と認める書類

同意書

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給の可否決定に当たり、市職員が住民基本台帳を閲覧することに同意します。

氏名

印

様式第 8 号及び様式第 9 号を次のように改める。

様式第8号(第11条関係)

母子家庭等自立支援教育訓練給付金受給資格喪失届

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住所

氏名

印

個人番号

母子家庭等自立支援教育訓練給付金の受給資格を喪失しましたので、亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第11条の規定により届け出ます。

教育訓練施設の名称	
教育訓練講座の名称	
受給資格喪失理由	
理由の発生した日	年 月 日

様式第9号(第12条関係)

母子家庭等自立支援教育訓練給付金請求書

年 月 日

亀山市長 様

住所

氏名

印

個人番号

年 月 日付け 第 号で支給の決定を受けた亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金について、亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

振替又は送金先

金融機関名 銀行 本店 金庫 支店 農協	預金種類 普通(総合) 当座
口座名義人 (フリガナ)	口座番号

(亀山市母子家庭等高等職業訓練給付金事業実施要綱の一部改正)

第 3 条 亀山市母子家庭等高等職業訓練給付金事業実施要綱 (平成
2 2 年亀山市告示第 6 6 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号(第7条関係)

母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住所

氏名

㊞

個人番号

亀山市母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

養成機関	名称	
	所在地	
養成機関への修業期間		年 月 日(受講開始日)から 年 月 日まで
取得予定の資格の名称		
児童扶養手当証書番号		

(添付書類)

- 申請者及びその者が扶養している児童の戸籍謄本若しくは抄本又は戸籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書の写し
- 申請者の児童扶養手当証書の写し(申請者が児童扶養手当の受給者である場合に限る。)又は前年(1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年)の所得の額、扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあっては、当該扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)
- 養成機関の在籍証明書

同意書

母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給の可否決定に当たり、市職員が住民基本台帳を閲覧することに同意します。

氏名

㊞

様式第 3 号から様式第 6 号までを次のように改める。

様式第3号(第9条関係)

母子家庭等高等職業訓練促進給付金請求書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住所

氏名



個人番号

年 月 日付け 第 号で支給の決定を受けた亀山市母子家庭等高等職業訓練促進給付金について、亀山市母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

記

修業の期間 年 月 日(受講開始日)から

年 月 日まで

請求金額 金 _____ 円

振替又は送金先

金融機関名	預金種類
銀行 金庫 農協	本店 支店
口座名義人 (フリガナ)	普通(総合) 当座
	口座番号

様式第4号(第11条関係)

母子家庭等高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届

年 月 日

亀山市長

様

申請者 住所

氏名

印

個人番号

母子家庭等高等職業訓練促進給付金の受給資格を喪失しましたので、亀山市母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業実施要綱第11条の規定により届け出ます。

受給資格喪失理由	
理由の発生した日	年 月 日

様式第5号(第12条関係)

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住所

氏名

印

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給決定取消通知書

次のとおり母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給決定を取り消したので、亀山市母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業実施要綱第12条の規定により通知します。

(取消しの理由)

様式第6号(第14条関係)

母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給更新申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住所

氏名

印

個人番号

亀山市母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業実施要綱第14条の規定により、更新申請
します。

同意書

母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給の可否決定に当たり、市職員が住民基本台
帳を閲覧することに同意します。

氏名

印

(亀山市母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金事業実施要綱の一部改正)

第 4 条 亀山市母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金事業実施要綱 (平成 22 年亀山市告示第 67 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号(第6条関係)

母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金支給申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住所

氏名

印

個人番号

亀山市母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金支給事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

養成機関	名称	
	所在地	
養成期間への修業期間		年 月 日(受講開始日)から 年 月 日まで
取得した資格の名称		
児童扶養手当証書番号		

(添付書類)

- 1 申請者及びその者が扶養している児童の戸籍謄本若しくは抄本又は戸籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書の写し
- 2 申請者の児童扶養手当証書の写し(申請者が児童扶養手当の受給者である場合に限る。)又は前年(1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年)の所得の額、扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))が

ある者にあつては、当該扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

3 養成機関における在籍を証明する書類

同意書

母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金の支給の可否決定に当たり、市職員が住民基本台帳を閲覧することに同意します。

氏名

印

様式第 3 号を次のように改める。

様式第3号(第8条関係)

母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金支給請求書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住所

氏名

印

個人番号

年 月 日付け 第 号で支給の決定を受けた母子家庭等
高等職業訓練修了支援給付金について、亀山市母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金支
給事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

振替又は送金先

金融機関名		預金種類
銀行 金庫 農協	本店 支店	普通(総合) 当座
口座名義人 (フリガナ)		口座番号

(亀山市未熟児養育医療給付実施要綱の一部改正)

第 5 条 亀山市未熟児養育医療給付実施要綱 (平成 2 5 年亀山市告示
第 5 9 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

養育医療給付申請書(新規・継続)						
児	ふりがな 氏名		性別		生年 月日	年 月 日
	居住地					
	住所				個人番号	
保護者	氏名		児との 続柄		職業	
	居住地					
	住所				個人番号	
被保険者証の 記号及び番号				保険者の名称		
				保険者番号		
希望する指定 養育医療機関の 名称及び所在地						
備考						
<p>養育医療意見書、世帯調書を添えて上記のとおり養育医療給付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 ⑩ 児との続柄 電話番号</p> <p>亀山市長 様</p>						

様式第 3 号を次のように改める。

様式第3号（第5条関係）

世帯調書

児の氏名		申請者の氏名							
児の属する世帯構成	世帯構成員の氏名	児との続柄	性別	生年月日	個人番号	職業（勤務先）	確定申告の有無	所得税額（円）	同意事項の同意（押印）
									印
									印
									印
									印
									印
									印
									印
扶世養義務者外	住所（電話番号）								印
	住所（電話番号）								印
	住所（電話番号）								
同意事項	<p>1 市町で保管する住民記録情報について、市町が調査することに同意します。</p> <p>2 市町で市町民税が課税されている世帯構成員（児童を除く。）及び世帯外扶養義務者は、市町が所得及び課税の状況（生活保護を受給している場合は、生活保護の受給状況を含む。）を調査することに同意します。</p> <p>3 申請者は、市町長が養育医療給付を行わないことを決定した場合において、その旨を当該申請書に記載されている指定養育医療機関に通知することに同意します。</p>								

備考

- 「児の属する世帯構成」欄は、児本人と生計を一にしている全ての世帯構成員（当該児を含む。）について記入し、「世帯外扶養義務者」欄は、世帯構成員以外で現に児を扶養している扶養義務者がある場合に記入してください。
- 市町で市町民税が課税されていない世帯構成員及び世帯外扶養義務者（市町で市町民税が課税されている世帯構成員及び世帯外扶養義務者であって、市町が調査した結果、所得及び課税の状況を把握できなかった者を含む。）について、所得・課税の状況を証する書類（給与所得の源泉徴収票、納税証明書、市町民税・県民税課税証明書等）を添付してください。申請した市町以外の市町村で生活保護を受給している場合は、生活保護受給者証明書を添付してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の亀山市延長保育促進事業実施要綱、亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱、亀山市母子家庭等高等職業訓練給付金事業実施要綱、亀山市母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金事業実施要綱及び亀山市未熟児養育医療給付実施要綱に規定する様式により作成されている用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。